



放課後子ども総合プランの登録状況①

1

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元 ①	R2 ②	②-①
プラン 実施校区	4	17	34	44	51	51	53	53	54	54	54	54	54	0
児童館・ センター (校外)	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	39	39	39	0
	4,368	4,238	3,951	3,861	3,855	3,903	3,951	4,067	4,123	4,250	3,880	3,904	3,771	△133
子ども プラザ (校内)	4	14	32	39	46	46	48	48	49	49	49	49	49	0
	219	687	1,525	2,103	2,241	2,419	2,753	3,562	4,286	4,690	4,430	4,748	4,901	153
児童 クラブ (校外)	15	12	8	4	3	3	2	2	2	2	2	2	2	0
	663	592	414	193	133	139	80	52	46	46	44	43	46	3
合計	61	68	82	85	91	91	92	92	93	93	90	90	90	0
	5,250	5,517	5,890	6,157	6,229	6,461	6,784	7,681	8,455	8,986	8,354	8,695	8,718	23

※ 上段 施設数／下段 登録児童数(人)

登録児童数は、各年5月1日現在

利用料導入

全54校区プラン実施



放課後子ども総合プランの登録状況②

	令和2年度			令和元年度			(A-B) 登録児童数 の差	(C-D) 登録率の差
	(A)登録 児童数(人)	児童数 (人)	(C)登録率	(B)登録 児童数(人)	児童数 (人)	(D)登録率		
登録児童数計	8,718	19,162	45.5%	8,695	19,626	44.3%	23	1.2

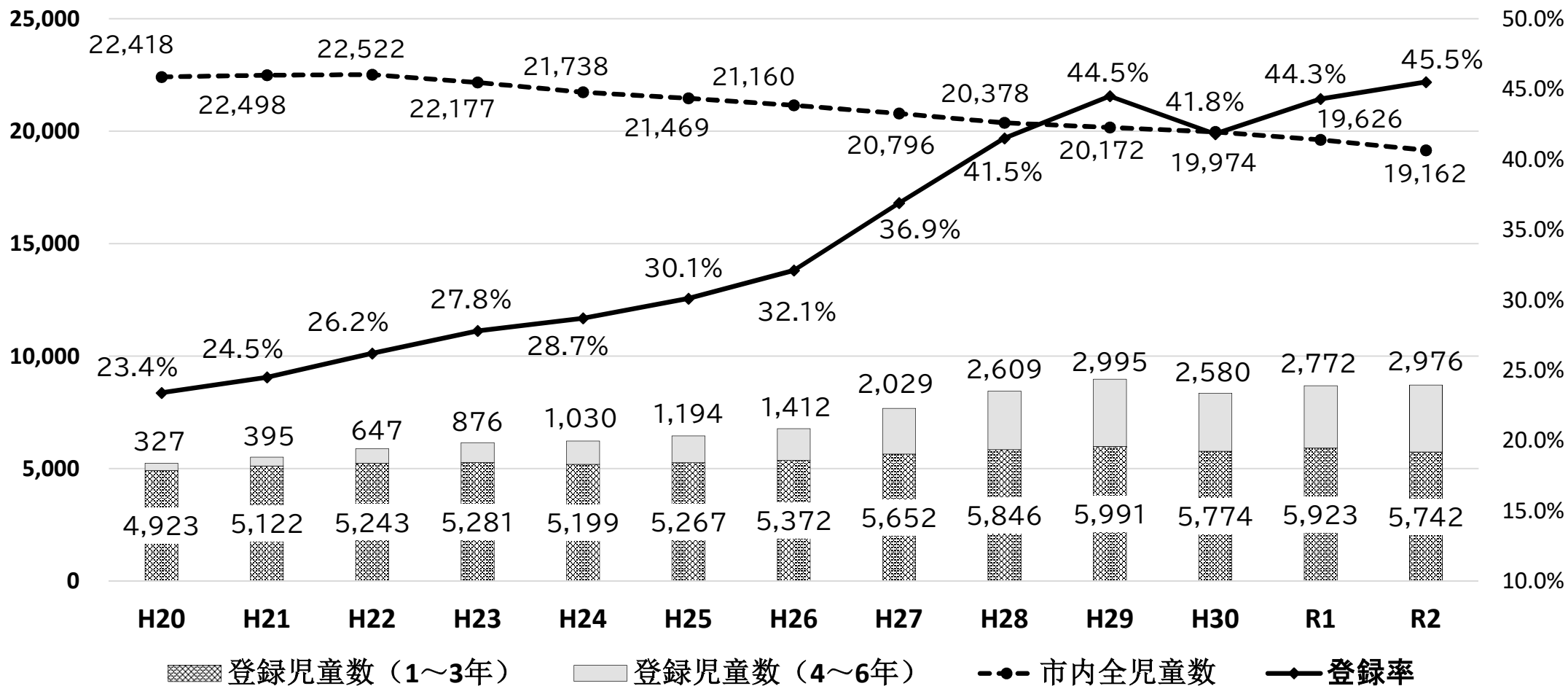
<学年別内訳>

1年生	1,910	2,924	65.3%	2,038	3,103	65.7%	△128	△0.4
2年生	2,011	3,089	65.1%	2,041	3,198	63.8%	△30	1.3
3年生	1,821	3,191	57.1%	1,844	3,310	55.7%	△23	1.4
4年生	1,476	3,317	44.5%	1,312	3,220	40.7%	164	3.8
5年生	953	3,239	29.4%	883	3,408	25.9%	70	3.5
6年生	547	3,402	16.1%	577	3,387	17.0%	△30	△0.9

※学年別児童数・登録児童数は、各年5月1日現在



登録児童数と登録率 (R2.5.1現在)



○ 「長野市版放課後子どもプラン」策定以後、小学校の余裕教室等の確保など受入体制の整備を推進したことで、4~6年生の登録児童数が大幅に増加

⇒ 令和2年度の登録児童数は平成20年度の1.66倍、登録率は平成20年度の1.97倍となるなど、放課後子ども総合プランの利用は定着



減免の適用状況

減免項目	減免理由	減免割合	月額利用料 (円)	該当児童数			
				R元年度①	R2年度②	②-①	
減免なし		—	2,000	6,267人	6,277人	10人	
減免適用	経済的事情	生活保護受給世帯	10/10	0	17人	9人	△8人
		市町村民税非課税世帯	1/2	1,000	162人	156人	△6人
		児童扶養手当受給世帯	1/2	1,000	321人	302人	△19人
		就学援助認定世帯	1/2	1,000	194人	223人	29人
		経済的事情 小計			694人	690人	△4人
	地域性	遠距離通学児童等	2/5	1,200	89人	92人	3人
	多子利用	多子2人目	1/2	1,000	1,359人	1,387人	28人
		多子3人目以降	10/10	0	95人	72人	△23人
		多子利用 小計			1,454人	1,459人	5人
	減免項目の組合せ ^(※)				191人	200人	9人
減免適用 合計				2,428人	2,441人	13人	
合 計				8,695人	8,718人	23人	

(※)「減免項目の組合せ」は、「経済的事情」、「地域性」、「多子利用」の2以上に該当する場合をいい、その場合の利用料は、当該児童が該当するそれぞれの項目に定める割合を乗じて計算する。

例) 就学援助の認定を受けている世帯に属する児童2人がプランを利用する場合

1人目の児童 月額1,000円 (2,000円 * 1/2(就学援助認定世帯))

2人目の児童 月額 500円 (2,000円 * 1/2(就学援助認定世帯) * 1/2(多子2人目))



希望児童の受入校区拡大

放課後子ども総合プランでは、全ての学校区で希望児童（理由にかかわらず事業の利用を希望する児童）の受入れができるよう調整を進めています。

令和2年度の受入状況（各小学校区とも全学年を受入れ）

留守家庭【6校区】	一部受入【8校区】	希望児童【40校区】
古牧、湯谷、若槻、徳間、篠ノ井東、三本柳	日詰（館）、大豆島（プラザ）、朝陽（プラザ）、通明（プラザ）、篠ノ井西（センター）、昭和（プラザ）、川中島（プラザ）、青木島（プラザ）	城山、鍋屋田、加茂、山王、芹田、三輪、吉田、裾花、城東、南部、柳原、長沼、古里、浅川、安茂里、芋井、松ヶ丘、共和、信里、塩崎、松代、清野、豊栄、東条、西条、寺尾、綿内、川田、保科、下氷鉦、真島、七二会、信更、豊野西、豊野東、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条

「一部受入」とは、同一校区内に児童館・児童センターと子どもプラザの両方を備える学校区のうち、児童館・児童センター又は子どもプラザのいずれか一方のみ希望児童の受入れを行っているものをいいます。

令和2年度から希望児童の受入れを開始した施設（13施設）

山王子どもプラザ、日詰児童館、吉田児童センター、吉田子どもプラザ、大豆島子どもプラザ、朝陽子どもプラザ、柳原児童センター、柳原子どもプラザ、通明子どもプラザ、篠ノ井西児童センター、昭和子どもプラザ、川中島子どもプラザ、青木島子どもプラザ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための小学校の一斉臨時休業期間中、放課後子ども総合プランを臨時に全日開館とする対応をしました。

放課後子ども総合プランの臨時の全日開館(臨時開館)の期間(日曜日及び祝日を除く。)

- ①令和2年3月3日(火)～学校の春休み開始前日
- ②令和2年4月13日(月)～5月31日(日)

注) 令和2年4月13日(月)～15日(水)は、学校の準備登校期間のため、下校時間から実施

保護者への協力依頼

プラン施設内の3密(密閉・密集・密接)を極力避け、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、以下のとおり保護者に協力を依頼しました。

- ①子どもや同居家族の健康観察を行い、風邪などの症状が見られる場合は、利用を控えること。
- ②留守番のできる子どもは、極力自宅で過ごすこと。



協力者には放課後子ども総合プランを利用した日数に応じて利用料を還付



長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

1 専用区画の面積等に係る特例措置の延長（令和2年3月30日公布：同日（一部は同年4月1日）施行）

この条例が施行した平成27年4月当時、既に放課後児童健全育成事業を行っていた事業所などを対象に、平成27年度～令和元年度の5年間に限定した条例基準の特例措置を定めておりましたが、令和2年4月以後も条例基準に適合できない事態が想定されることから、特例措置の適用期間を令和6年度末まで5年間延長することとしました。

区分	条例基準	令和6年度末までの特例措置
専用区画(※1)の面積	児童1人につきおおむね1.65㎡以上とすること。	児童1人につきおおむね1.65㎡以上となるよう努めること。
放課後児童支援員の資格	保育士資格保有者等で都道府県知事等が行う研修を修了したものであること。	保育士資格保有者等で都道府県知事等が行う研修を修了したもの(令和7年3月31日までに修了することを予定しているものを含む。)であること。
支援の単位(※2)の構成児童数	一の支援の単位につきおおむね40人以下とすること。	一の支援の単位につきおおむね40人以下となるよう努めること。

※1 専用区画・・・集会室、図書室など遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画

※2 支援の単位・・・学校における学級に相当するもの

2 支援員認定資格研修の実施主体追加に伴う改正（令和2年6月25日公布：同日施行）

放課後児童健全育成事業に関する国の基準において支援員認定資格研修の実施主体に「中核市の長」が追加されたため、中核市による研修の修了者も放課後児童支援員とするための改正を行いました。



児童館・児童センターの指定管理について

指定管理者による管理の状況

	児童館・児童センター	小学校区	現在の指定管理者(期間)
北部	箱清水 加茂 三輪 柳町 湯谷 芋井 柳原 長沼 古里 若槻 徳間 浅川 【12施設】	城山 加茂 三輪 城東 湯谷 芋井 柳原 長沼 古里 若槻 徳間 浅川 戸隠 鬼無里 【14校区】	長野市社会福祉協議会 令和2年度(1年間)
	吉田 【1施設】	吉田 【1施設】	吉田地区住民自治協議会 令和2年度(1年間)
	豊野西部 豊野東部 【2施設】	豊野西 豊野東 【2校区】	企業組合 労協ながの 令和2年度～6年度(5年間)
中部	古牧 日詰 南部 大豆島 朝陽 裾花 安茂里 松ヶ丘 【8施設】	鍋屋田 芹田 古牧 緑ヶ丘 南部 大豆島 朝陽 山王 裾花 安茂里 松ヶ丘 七二会 信州新町 中条 【14校区】	長野市社会福祉協議会 令和2年度～6年度(5年間)
南部	昭和 川中島 青木島 下氷鉦 三本柳 松代花の丸 豊栄 松代東条 綿内 川田 保科 篠ノ井中央 篠ノ井東 篠ノ井西 共和 塩崎 【16施設】	昭和 川中島 青木島 下氷鉦 三本柳 真島 松代 清野 西条 豊栄 東条 寺尾 綿内 川田 保科 通明 篠ノ井東 篠ノ井西 共和 信里 塩崎 信更 大岡 【23校区】	長野市社会福祉協議会 令和2年度～6年度(5年間)

- 令和2年度は、豊野西部児童センター及び豊野東部児童館を除く13施設の指定管理者を募集
(指定管理期間:令和3年度～6年度(4年間))
- 長野市指定管理者選定委員会の調査・審議により長野市社会福祉協議会を候補団体に選定
- 12月市議会に指定管理者の指定議案を提出。議決を経て正式に指定管理者として決定